

## 生活交通の維持に関する提言

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークの形成を図るとともに、必要な財政支援を講じること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び財政支援措置を拡充すること。

2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。

また、沿線自治体が行う地方鉄道への赤字補てん等の支援に対する財政措置等を講じること。

3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等に対し、安定的に維持ができるよう恒久的な財政支援措置を講じるとともに、地域の実情に応じた補助要件の緩和を図ること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路を維持・確保していくことができるよう、離島航路整備施策の充実を図るとともに、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。

5. 地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実強化を図ること。

6. 地域公共交通協議会の協議・承認事業について、地域の実情にあった柔軟な運営ができるよう、制度の見直しを行うこと。

また、小型車両による乗合運送事業の実施のための車両基準について、地域公共交通協議会の協議事項に含めるとともに、バリアフリーに対応した乗合事業用車両

の仕様を標準化すること。

さらに、移動困難者に対し自治体が独自に行う有償運送制度等について、財政措置の拡充を図ること。

7. 自転車を利用したまちづくりを推進するため、自転車活用推進事業及び利用環境整備事業などに対する財政支援を講じること。

8. 東日本大震災関係

地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援事業を継続すること。